

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	4 4 9 3	受理年月日	令和 8 年 1 月 7 日
件 名	子供と離れて暮らす親への対応改善		
要 旨	私は、離婚後に子供と離れて暮らす父親である。調停離婚により、月 1 回 2 時間の親子交流を取り決めたが、現在その約束が守られておらず、どのように対応すべきか途方に暮れている。また、子供の通園先や成長に関する情報が共有されず、学校園との関わりや行事参加、相談の機会も持てない状況が続いている。 子を連れての突然の別居から離婚に至った結果、養育への関与が著しく制限されている。 ついては、以上の状況を踏まえ、以下について改善を願う。 - 親子交流不履行への行政支援体制の整備 現在、親子交流が履行されない場合の行政支援体制は十分に整っていない。父母が離れて暮らしていても、双方が適切に子供の養育に関われるよう、学校、医療機関、支援団体等、関係機関が連携して支援できる体制の構築を求める。 - 学校園における両親間差別の撤廃 離婚や別居を理由として、片方の親に子供の情報が提供されない、行事参加が拒否されるなどの対応が見受けられる。子供に関する相談や行事参加の機会を双方の親に開かれた形で保障すること。 あわせて、差別的対応の防止に向け、周知及び研修を実施すること。 また、保育園等の入退園手続については、死別等の場合を除き、男女平等の観点から、両親の署名を必要とする制度とすること。 - DV等支援措置（住民基本台帳関係）の運用改善 DV等支援措置は被害者保護のために重要である。しかし、事実確認や検証が十分に行われないまま運用され、結果的に親子交流が断たれるケースが全国の自治体で報告されている。その過程で、別居親には通知や意見提出の機会がなく、制度が言った者勝ちと受け止められる場面が少なくない。そのため、以下の改善を求める。 - 措置決定後、対象者への事後通知と意見提出の機会を保障する制度の導入。 - 措置更新時には第三者による総合的審査を行い、虚偽・濫用を防止する運用とすること。 これにより、DV被害者保護と親子断絶防止の両立が可能になると考える。 - 共同親権制度の周知 2026年4月から離婚後共同親権が導入される。男女平等の子育ての観点に加え、夫婦の別れが親子の別れとならないよう、学校、医療機関、支援団体、市民への十分な周知をすること。		
陳 情 者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		